

お客さまのご契約に関わる重要事項です。必ずご確認ください



ジャストエネルギージャパン合同会社

重要事項説明書

本書は、電気事業法第2条の13および電気事業法施行規則第3条の12および第3条の13に基づき、お客様とジャストエネルギージャパン合同会社（以下「当社」）の電気需給契約の概要を説明するものです。

<小売電気事業者>

- ジャストエネルギージャパン合同会社（東京都港区高輪 2-14-17 グレイス高輪ビル 502 号室：資源エネルギー庁 登録小売電気事業者番号 A0405）が小売電気事業者としてお客さまに電気の供給を行います。
- お問い合わせはジャストエネルギージャパン合同会社カスタマーセンター（下記参照）で承ります。

<お申し込み方法>

- 当社所定の申込書またはインターネット申込画面に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。

<電気料金メニュー>

- お客さまの契約いただける電気料金メニューは下の通りです。
 - （1）料金単価には消費税相当額を含みます。
 - （2）離島は対象外といたします。
 - （3）燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は価格表に含まれておりません。
 - （4）燃料費調整額は旧一般電気事業者と同額のものをお支払いいただきます。
 - （5）再生可能エネルギー発電促進賦課金を別途お支払いいただきます。

■ JE プライプラン

（四国電力従量電灯 A のお客様）
本プランについて基本料金はありません。
その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金（kWh＝キロワット時）

単位	税込金額
最初の11kWhまで（定額）	323.14 円
11kWhを超 120kWh迄	19.90 円
120kWhを超 300kWh迄	25.15 円
300kWh超	27.00 円

■ JE スマートプラン

（四国電力従量電灯 B のお客様）

基本料金

単位	税込金額
1kVAにつき	183.60 円

電力量料金

1kWhにつき	23.00 円
---------	---------

■ JE パワープラン

- 主に商店、事務所、飲食店、工場等に必要の動力プランです。
お客さまのニーズに合わせてご提供させていただきます。
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
- （1）契約電力が原則として50kW未満であること。
 - （2）需要場所において「従量電灯」プラン（あるいは相当するプラン）とあわせて契約する場合は、最大需要容量、契約容量または契約電流と契約電力との合計が50kW未満であること。
 - （3）同一の需要場所において、同一の名義により、当社の「従量電灯」プランに相当するプランとあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

■ JE フレックスプラン

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
- （1）低圧需要に該当し、契約電力が原則として50kW未満であること。
 - （2）需要場所において「従量電灯」プラン（あるいは相当するプラン）とあわせて契約する場合は、最大需要容量、契約容量または契約電流と契約電力との合計が50kW未満であること。
 - （3）契約容量の値は、契約主開閉器により契約容量を定めるとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。
 - （4）基本料金単価は個別条件記載の基本料金単価とします。
 - （5）電力量料金単価は個別条件記載の電力量料金単価とします。

<電気料金の算出方法>

- 月々の電気料金は、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金」の合計に、再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金と燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
> 電気料金＝基本料金（税込）＋電力量料金単価（税込）×ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込）×ご使用量 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）×ご使用量

<供給開始の予定年月日>

- 申込書に記載していただいた日、または別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日とします。引越などを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客さまが、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約の締結前に電気の使用を開始されていた場合の供給開始日については、お客さまが実際に電気の使用を開始した日とします。

<契約の成立・ご契約期間>

- 本需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- ご契約期間は契約成立日から1年間といたします。ただし、契約期間満了日の15日前までにお客さまからお申し出がない場合は契約期間満了後自動的に更新されるものとします。その際需給状況に変更がある場合は当社からお知らせします。

<解約金について>

- お客様のお申し出により契約期間内に解約になった場合でも、違約金等のお支払いは発生いたしません。

<工事に関する費用の負担に関する事項・その他費用負担>

- お客さまは、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第37条、第41条、第42条をご参照ください。また、変成器の2次配線等の特に必要最低限以上の費用を要するものについての取付費用がお客さまの負担となることがあります。詳細は、電気需給約款第41条をご参照ください。

<お問い合わせ先>

ジャストエネルギージャパン合同会社

カスタマーセンター

電話：0120-765-433（フリーダイヤル）

（月～金 9:00～17:00）

メール：customerservice@justenergy.jp

■ 電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害またはそのおそれがある場合、必要な調整または保護装置を需要場所に設置していただく費用につき、お客さまの負担となります。

■ 前記のほか、お客さまは、電気料金の支払が遅延した場合、年 10% の延滞利息をご負担いただくほか、お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合等においては、賠償義務が生じることがあります。

<契約電力、契約電流または契約容量>

■ 契約電力、契約電流または契約容量は、需要場所における旧事業者との契約値または既設ブレーカー容量と同じ値とします。当社への契約申込と同時に、契約電力、契約電流または契約容量を変更することはできません。契約電力、契約電流または契約容量を変更される場合は、当社との契約締結後から変更のお申込みが可能です。

■ 当社が提供する電気は原則として 50kV 未満となります。

<供給電圧および周波数>

■ 100V または 200V、標準 60Hz

<スマートメーターについて>

■ ご契約いただくにあたり、必要に応じてお客さまの電気メーターを記録形電力量計(スマートメーター)に取り替える作業が発生します。

■ 工事は、お客様最寄りの電力会社から委託を受けた工事会社が実施します。お客様に費用はかかりません。

■ 電力会社によっては、交換により停電が発生する場合がありますが、その場合は事前に地域の電力会社からお客さまに連絡があります。

<供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金調定の方法>

■ 一般送配電事業者設置の記録型電力量計(スマートメーター)により計量します。また、料金の算定期間は 1 月とし、計量された供給電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、電気需給約款第 18 条に従い、日割計算いたします。

<電気料金のお支払い方法>

■ 口座振替、またはコンビニエンスストアでのお支払がご利用いただけます。

■ ただし、事務手続きの関係上、初回のご請求のみすべてのお客様がコンビニエンスストアでのお支払いのお取扱いとなりますのでご了承ください(手続き上、2 回目以降も同じお支払い方法になる場合がございます)。その後の請求書を印刷物で受け取られる場合、1 請求毎に 200 円(税込)の発行料が別途かかります。

■ メールで受信される場合(e ビリング)は無料ですが、画像を見ることができないスマートフォンもしくはパソコンが必要です

<需給開始日>

■ 需給開始日は、原則として申込書に記入した日および検針日を元に当社が定める日となります。

<契約変更・解約について>

■ ご契約内容の変更または転居による解除をご希望される場合、当社カスタマーセンターへご連絡をお願いいたします。

■ 他の小売電気事業者への切り替えによる解約の場合は、当社へのご連絡の必要はありません。

<当社からの契約の解約について>

■ お客さまが料金支払義務発生日から 30 日経過してなお料金が支払われない、その他電気需給約款第 37 条に定める解除事由が生じた場合、当社は事前に書面にて通知の上契約を解約することがあります。

<電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い>

■ お客さまへの電気需給にあたり、以下の事項ならびに託送供給等約款に規定された、電気を使用するお客さまが遵守すべき事項を順守していただきます。

- (1) 一般送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には一般送配電事業者に通知すること
- (2) 電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社または送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由がない限り承諾すること
- (3) お客さまに電気を供給するために必要な設備を施設する場所を無償で提供すること
- (4) 電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担で必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと

<その他>

■ 本紙に記載がない事項については、当社が定める電気需給約款によります。当社ホームページからご確認ください。

<クーリング・オフ通知 送付先>
〒108-0074

東京都港区高輪 2-14-17
グレイス高輪ビル 502 号室
ジャストエネルギージャパン合同会社
クーリング・オフ受付窓口

■ 当社が電気需給約款他、お客さまの需給契約に影響がある変更を実施した場合には、当社ホームページへの掲載等でお知らせします。

<クーリング・オフに関するお知らせ>

1. 特定商取引法にもとづき、お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、契約書面を当社受付窓口へ送付いただいた日を含めて 8 日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。
2. この場合
 - (1) お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - (2) すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - (3) お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - (4) お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、大変お手数ですが、はがきに必要事項をご記入のうえ、当社へご郵送ください(イラスト参照)

年 月 日
クーリング・オフ通知
以下の申込を撤回します
<ul style="list-style-type: none"> ■ 申込日 ■ 契約者氏名 ■ 住所 ■ 申込プラン名 ■ 現在の電力会社のお客様番号

1060
ジャスト エネルギー ジャパン 合同会社
クーリング・オフ 受付窓口 行
〇〇〇〇〇〇